

証券コード 6292
平成28年6月13日

株主各位

大阪市西区阿波座1丁目15番15号
株式会社 **カフタ**
取締役社長 白井英徳

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜りありがたく御礼申し上げます。

このたび発生しました平成28年熊本地震により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田3丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階「鳳凰」
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください)

お土産配布の廃止について

昨年度まで株主総会当日にお配りしておりましたお土産につきまして、本総会より配布を取りやめさせていただくことになりました。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第67期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件 |

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.kawata.cc/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

世界経済は緩やかな回復基調ではありますが、テロや紛争の地政学的リスクもあり、次第に不透明な状況となってきました。米国の利上げや原油価格の下落による影響が懸念され、中国をはじめとする新興国の経済成長も先進国と比較すると高いものの、その拡大テンポは一段と緩やかになっております。

わが国経済は、年度前半は円安・株高傾向が進み、自動車関連業界を中心に輸出や生産に持ち直しの動きがみられるようになっておりましたが、平成27年8月の中国の株価下落以降は不透明感が増し、平成28年1月以降は円高・株安が進み、マイナス金利政策が実施される状況となりました。また、設備投資の動向を知るうえで先行指標の一つである機械受注統計の推移をみても、製造業の機械受注額は、平成27年4～6月は1兆1,713億円（前年同期比27.5%増）と大幅に回復しておりましたが、7～9月は1兆583億円（前年同期比1.1%減）、10～12月は1兆266億円（前年同期比3.1%減）とマイナスに転じ、平成28年1月は4,625億円、2月は3,210億円と足元は弱含みとなっております。

このような環境下、当社グループは、プラスチック成形関連のコアビジネスにおきまして、品質の向上、納期の確守、新製品の開発等、競争力強化によるマーケットシェアの拡大を図るとともに、電池、食品、化粧品等の新規販売分野の開拓・拡大に注力してまいりました。

この結果、日本におきましては、前年度後半からの景気回復に伴う設備投資案件増に適切に対応することができましたが、海外におきましては、年度前半は需要が堅調に推移したものの、年度後半は減速感が増し、売上高は前年同期比2億9千1百万円増（同1.7%増）の175億3千4百万円となりました。

損益面では、売上高の増加に伴う売上総利益の増加に加えて、材料費を中心とした原価低減を継続したものの、中国や東南アジアにおける人件費等の諸経費の増加をカバーすることができず、営業利益は前年同期比1千6百万円減（同2.1%減）の7億3千9百万円、経常利益は前年同期比7百万円減（同1.0%減）の7億7百万円となりました。

特別損益におきまして、中国の生産子会社における工場移転等に伴い固定資産売却益2億8千万円と受取補償金3億5千7百万円を特別利益に、工場移転費用1億6千3百万円を特別損失に計上し、更に、法人税、住民税及び事業税3億5千6百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比3億6千万円増（同84.3%増）の7億8千7百万円となりました。

(2) 当社グループのセグメント別売上高の内訳

区 分	期 別	第66期 (平成27年3月期)		第67期(当連結会計年度) (平成28年3月期)		増減額
		売上高	構成比	売上高	構成比	
		百万円	%	百万円	%	百万円
日 本		10,547	61.2	11,451	65.3	904
東 ア ジ ア		6,232	36.1	5,511	31.4	△720
東 南 ア ジ ア		1,966	11.4	1,978	11.3	12
北 米		419	2.4	335	1.9	△83
セグメント間の取引消去		△1,921	△11.1	△1,742	△9.9	178
合 計		17,242	100.0	17,534	100.0	291

(3) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4社と総額15億円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は15億円であります。

② 設備投資

当社グループは、当連結会計年度において総額10億5千5百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、川田機械製造（上海）有限公司における新工場建設関連費用9億2千9百万円、当社における三田工場空調設備更新4千万円、電話交換機更新9百万円等であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第64期 (平成25年3月期)	第65期 (平成26年3月期)	第66期 (平成27年3月期)	第67期(当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)		15,058	15,708	17,242	17,534
経 常 利 益(百万円)		682	526	714	707
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)		192	324	427	787
1株当たり当期純利益(円)		27.23	45.84	60.35	111.23
総 資 産(百万円)		14,570	15,974	17,601	18,424
純 資 産(百万円)		5,832	6,546	7,345	7,800
1株当たり純資産(円)		808.03	904.28	1,015.27	1,080.68

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料のロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、チャレンジC E S（低コスト（C）、省エネ（E）、省スペース（S））を製品開発指針として、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応用して、電池、食品、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

② 中長期的な経営戦略、対処すべき課題及び目標とする経営指標

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激的な技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点（日本、中国、東南アジア）及び営業・サービス拠点（日本、中国、台湾、東南アジア、北米）相互の連携を強固にし、品質、コスト、納期、アフターサービスでの競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。株主の皆様への還元（配当または自己株式の取得）を充実させる一方で、高付加価値製品の開発や新規販売分野・地域の拡大、新規事業開発や戦略投資等にも積極的に経営資源を投下することにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。中長期的には、株主資本と負債のバランスを適切な水準に維持しつつ自己資本利益率（ROE）を安定して8%以上確保できる事業構造の構築と、株主の皆様への総還元性向を安定して25%以上確保することを目標としております。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、人材の育成と強化等により、経営体質の一層の強化と透明性の向上を図ることを、経営上の重点課題と位置付けております。なお、コーポレート・ガバナンスの詳細につきましては、(株)東京証券取引所に「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出するとともに、当社ホームページ（<http://www.kawata.cc/>）に、社是・経営理念、コーポレートガバナンス基本方針、社外役員独立性基準、グループ行動指針、環境理念と方針、経営方針、中期経営計画等を開示しております。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業	事業内容	主要製品
プラスチック製品製造機器事業	プラスチック材料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システム及び金型の温度調節機器（金型温度調節機及び金型冷却機）及び粉碎機、環境保全関連の各工程の合理化機器の製造・販売・保守サービス	輸送機（オートローダー） 輸送・計量・混合機（オートカラー） 高速混合機（スーパーミキサー） 金型温度調節機器（ジャストサーモ、ダイナサーモ、ダイナクール） 乾燥機（チャレンジャー） 大型乾燥機 原料受入貯蔵システム 原料自動分配供給システム 原料計量混合システム プラスチック粉碎機

(7) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 主要な営業所及び工場

(イ) 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪市西区	大阪営業所	大阪市西区
仙台営業所	仙台市太白区	広島営業所	広島市南区
埼玉営業所	埼玉県川口市	九州営業所	福岡市博多区
東京営業所	東京都中央区	三田工場	兵庫県三田市
南関東営業所	神奈川県厚木市	東京工場	埼玉県川口市
静岡営業所	静岡市駿河区	大阪工場	大阪市西成区
名古屋営業所	名古屋市東区		

(注) 大阪工場の一部は子会社である㈱サーモテックへ賃貸しております。

(ロ) 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
カワタ U.S.A. INC.	米国ペンシルバニア州	冷研 (上海) 貿易有限公司	中華人民共和国上海市
カワタパシフィック P.T.E. LTD.	シンガポール国	川田機械香港有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
カワタタイランド C.O., LTD.	タイ国バンコク市	川田國際股份有限公司	中華民国台湾省新竹市
レイケンタイランド C.O., LTD.	タイ国アユタヤ県	(株) サーマテック	大阪市西成区
カワタマーケティング S.D.N. BHD.	マレーシア国ネゲリセムビラン州	エム・エルエンジニアリング(株)	静岡県藤枝市
PT.カワタインドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州	(株) レイケン	東京都中央区
PT.カワタマーケティングインドネシア	インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州	(株) カンゲン	東京都中央区
川田機械製造 (上海) 有限公司	中華人民共和国上海市		

② 従業員の状況

(イ) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
788名	(増) 27名

(ロ) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
234名	(増) 73名	43.4歳	9.9年

- (注) 1. 従業員数には使用人兼務取締役、出向社員（関係会社への出向者18名）、パートタイマー及び嘱託は含んでおりません。
2. (株)カワタテクノサービスの業務を当社へ移管したことに伴い、平成27年10月1日に同社の従業員63名を当社へ受け入れております。

(8) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

名 称	出資比率	主要な事業内容
カワタ U.S.A. INC. (KAWATA U.S.A. INC.)	100.0 (%)	アメリカ合衆国におけるパートナーシップ に対する投資 (持分50%)
カワタ パシフィック PTE. LTD. (KAWATA PACIFIC PTE. LTD.)	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサー ビス業務
カワタ タイランド CO., LTD. (KAWATA (THAILAND) CO., LTD.)	60.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサー ビス業務
レイケンタイランド CO., LTD. (REIKEN (THAILAND) CO., LTD.)	100.0	水関連機器の製造及び販売
カワタマーケティング SDN.BHD. (KAWATA MARKETING SDN.BHD.)	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサー ビス業務
PT.カワタイインドネシア (PT. KAWATA INDONESIA)	100.0	プラスチック製品製造機器の製造及び販売
PT.カワタマーケティングインドネシア (PT. KAWATA MARKETING INDONESIA)	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサー ビス業務
川田機械製造(上海)有限公司	100.0	プラスチック製品製造機器の製造、販売及 びサービス業務
冷研(上海)貿易有限公司	100.0	金型温度調節機器、水関連機器の販売及び サービス業務
川田機械香港有限公司	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサー ビス業務
川田国際股份有限公司	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサー ビス業務
(株) サ ー モ テ ッ ク	100.0	金型温度調節機器、水関連機器の製造及び 販売
エム・エルエンジニアリング(株)	100.0	プラスチック製品製造機器の製造、販売及 びサービス業務
(株) レ イ ケ ン	100.0	金型温度調節機器、水関連機器の販売及び サービス業務
(株) カ ン ゲ ン	100.0	水関連機器の製造及び販売

- (注) 1. レイケンタイランドCO.,LTD.の出資比率は(株)レイケンの出資に係る間接出資割合49.0%及び(株)サーモテックの出資に係る間接出資割合49.0%を、PT.カワタインドネシアの出資比率は川田機械製造(上海) 有限公司の出資に係る間接出資割合40.0%を、PT.カワタマーケティングインドネシアの出資比率はカワタパシフィックPTE.LTD.の出資に係る間接出資割合49.0%を、冷研(上海)貿易有限公司の出資比率は(株)レイケンの出資に係る間接出資割合100.0%を、(株)サーモテックの出資比率は(株)レイケンの出資に係る間接出資割合35.0%を、(株)カンゲンの出資比率は(株)レイケンの出資に係る間接出資割合100.0%を含んでおります。
2. (株)カワタテクノサービスは、日本国内のプラスチック製品製造機器の据付工事及びアフターサービス業務を行っていましたが、平成27年1月より当該業務を当社へ順次移管し、平成27年10月26日開催の当社取締役会にて解散を決議し、平成28年4月28日に清算終了いたしました。

(9) 主要な借入先及び借入額 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入残高
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,697百万円
(株) 南 都 銀 行	680
(株) り そ な 銀 行	500
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	332

2. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,210,000株（自己株式128,216株）
- (3) 株 主 数 3,920名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
カ ワ タ 共 伸 会	764千株	10.79%
カ ワ タ 従 業 員 持 株 会	495	6.99
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	351	4.95
高 塚 雅 博	350	4.94
太 田 敏 正	277	3.91
王 秋 玲	160	2.26
森 川 順	150	2.11
川 田 昌 美	149	2.11
川 田 修 弘	144	2.04
(有) カ ワ タ	119	1.68

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を128,216株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式（128,216株）を控除して計算しております。
4. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年7月30日開催の取締役会における決議に基づき、平成27年9月1日付をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 取締役社長	白 井 英 徳		カワタU.S.A.INC. 代表取締役社長 川田機械製造（上海）有限公司 董事長 川田國際股份有限公司 董事長 川田機械香港有限公司 董事長
取 締 役	森 畑 秀 則	執 行 役 員 設 計 ・ 製 造 ・ 開 発 部 門 統 括	
取 締 役	藤 坂 祐 宏	執 行 役 員 営 業 ・ サ ー ビ ス 部 門 統 括 サ ー ビ ス 部 長	
取 締 役	柴 孝 幸	執 行 役 員 営 業 部 門 担 当	
取 締 役	白 石 互	執 行 役 員 管 理 部 門 統 括 財 務 経 理 部 長	
取 締 役	高 塚 雅 博		(株)レイケン 代表取締役社長 (株)カンゲン 代表取締役社長 冷研（上海）貿易有限公司 董事長
取締役（社外） （独立役員）	伊 藤 芳 伸		
常勤監査役（社外） （独立役員）	城 豊 治		
監査役（社外）	軸 丸 欣 哉		弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 (株)キムラタン 監査役 (株)平和堂 監査役
監査役（社外） （独立役員）	石 田 章		

- (注) 1. 取締役伊藤芳伸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役城 豊治氏、軸丸欣哉氏及び石田 章氏は、社外監査役であります。
3. 監査役城 豊治氏及び石田 章氏は、長年にわたり企業にて管理部門の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は執行役員制度を導入しており、平成28年3月31日現在の執行役員は8名（うち、取締役との兼務者は4名）であります。

5. 監査役軸丸欣哉氏は、(株)キムラタン及び(株)平和堂の監査役を務めておりますが、当該2社と当社との間に取引関係はありません。
6. 取締役伊藤芳伸氏、監査役城 豊治氏及び監査役石田 章氏の3名につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 当社の社外役員の独立性基準は、以下のとおりであります。

「社外役員独立性基準」

(株)カワタ（以下「当社」という。）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する。）が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の出身者（業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人）
2. 当社の大株主（議決権ベースで5%以上を保有する株主）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1)当社グループの主要な取引先（取引金額が連結売上高の2%を超えるもの）
 - (2)当社グループの主要な借入先（借入金残高が当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関）
 - (3)当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（配偶者及び二親等内の親族）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（取締役、監査役、執行役員及び部長職以上の業務執行者）に限る）に該当する者
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役伊藤芳伸、監査役軸丸欣哉及び監査役石田 章の各氏との間で、それぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役	9名	60,160千円	うち社外取締役2名6,960千円
監 査 役	4名	17,760千円	うち社外監査役4名17,760千円
計	13名	77,920千円	

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第66期定時株主総会において退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役（4名）の使用人給与相当額51,274千円（賞与を含む）を支払っております。

(4) 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	伊 藤 芳 伸	平成27年6月26日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回中すべてに出席（出席率100.0%）し、社外取締役としての立場及び専門・経験を踏まえた発言及び助言がありました。
監 査 役	城 豊 治	当事業年度に開催された取締役会14回中すべてに出席（出席率100.0%）、監査役会13回中すべてに出席（出席率100.0%）し、社外監査役としての立場及び専門・経験を踏まえた発言及び助言がありました。
監 査 役	軸 丸 欣 哉	当事業年度に開催された取締役会14回中12回に出席（出席率85.7%）、監査役会13回中11回に出席（出席率84.6%）し、社外監査役としての立場及び専門・経験を踏まえた発言及び助言がありました。
監 査 役	石 田 章	平成27年6月26日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回中9回に出席（出席率81.8%）、監査役会10回中9回出席（90.0%）し、社外監査役としての立場及び専門・経験を踏まえた発言及び助言がありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	27,600千円
②	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
③	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬とを区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、当該事業年度の監査計画に係わる監査日数・配員計画等から見積られた報酬額に関する会計監査人の説明を基に、前年実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行対価としての財産上の利益額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することとします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項
金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

- ① 処分対象
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容
平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③ 処分理由
 - ・社員の過失による虚偽証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、決裁後の稟議書など重要な意思決定の記録については、「文書管理規程」及び「稟議規程」などの社内規程に則り作成、保存し管理する。各取締役及び各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応するためにリスク審査委員会を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、カワタグループ全体のリスクを統括的に管理する。また、緊急事態が発生した際の対応については、その連絡体制・行動指針などを明確にする。
- ② 当社の内部監査部門が子会社のリスク管理の状況について監査を行う。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、予実統制の執行状況を監督するため、販売会議、業績検討会議を月次で開催するものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
- ③ 経営企画室は、中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定し、取締役会にて決定する。社長は、各部門より業績のレビューと改善策を業績検討会議にて報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ロ及びハにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ロ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① カワタ経営理念に基づき、グループの中期計画及び年度計画を策定する。
 - ② 関係会社主幹者会議を定期的で開催し、グループ全体の経営の基本戦略の策定を行う。
- ハ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① グループ全体に適用される「グループ行動指針」を策定し、当社グループ各社におけるコンプライアンス経営の推進を支援する。
 - ② 当社の内部監査部門が当社グループ子会社の内部監査を行い、内部統制の整備を支援する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、監査・内部統制室が、適宜、監査役の補助体制をとることとする。

(7) 監査役（6）の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社の使用人については、その独立性を確保するために、任命及び解任並びに人事異動については、監査役会の同意を必要とするとともに、当該使用人の評価・懲戒に関する決定は、事前に監査役会と協議して決定する。
- ② 当社の使用人の選任については、監査役の指揮命令に基づき監査機能の一翼を担う重要な役割を果たすことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮する。

(8) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

① 取締役が報告すべき事項及びその体制

法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査役会に報告するものとする。
また、法令の定めに従い、監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

② 使用人が報告すべき事項及びその体制

「企業倫理ヘルプラインに関する規程」により、法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。重大な法令違反、社内規程違反あるいは社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役会及び監査役会に通報する。

ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 子会社にて重大なコンプライアンス違反等の通報があった場合は、監査役に報告し、調査結果及び是正結果を監査役会に報告する。
- ② 当社の内部監査部門が当社グループ子会社の内部監査を行い、内部監査結果を監査役会に報告する。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をした者及びその内容については嚴重な情報管理体制を整備するとともに、報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、解雇、降格、減給、不利益な配置転換、報復措置等、当該事実をもって不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底することとする。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 取締役会は監査役会による監査に協力し、監査にかかる費用については、監査の実行を担保するべく予算を措置する。
- ② 監査役会は弁護士、公認会計士に相談や助言を求めるとともに、その他の社外の専門家に対して事務の委託や調査を求めることができ、その費用は会社が負担するものとする。

(11) その他会社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は職務の遂行に必要と判断したときは、前項の定めのない事項においても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができることとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役会を月1回定期に開催するほか、販売会議、業績検討会議を月1回開催し、予算実績の分析・評価・対策を具体的に検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を月1回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか、重要な会議へ出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款の遵守について監査いたしました。
- ③ 当社の役職員が守らなければならない基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」の改訂を行い、経営方針発表会にて配布・徹底を行っております。また、「グループ行動指針」を当社ホームページに開示し、監査・内部統制室による内部監査、自己監査にて海外を含めたグループ会社の運用状況の確認及び指導を行いました。
- ④ リスク審査委員会を月1回開催し、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスク分析、各種リスクの管理状況の確認、改善等の審議を行い、取締役会に報告いたしました。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、「関係会社管理規程」にて定められた協議事項、報告事項の審議を行い、当社より関係会社に助言、勧告、調整または指導を行いました。

6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねております。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する者であれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 基本方針の実現及び企業価値向上のための施策

(a) 当社グループの経営の基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料のロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、チャレンジCES（低コスト（C）、省エネ（E）、省スペース（S））を製品開発指針として、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応用して、電池、食品、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

(b) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激しい技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点（日本、中国、東南アジア）及び営業・サービス拠点（日本、中国、台湾、東南アジア、北米）相互の連携を強固にし品質、コスト、納期、アフターサービスでの競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。一方、高付加価値製品の開発や新規販売分野の拡大、新規事業開発や戦略投資等にも積極的に経営資源を投下することにより、安定した事業成長と高収益事業構造の構築を中長期的に目指してまいります。

また、当社グループは、公正で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを実現することを経営上の重点課題のひとつとして位置づけ、組織体制や仕組みの整備に努め、当社グループ全社員に対して、強いコンプライアンス意識を持たせるように努めております。

以上により、企業価値を向上するとともに株主価値を持続的に増大させることを中長期的な目標としております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月14日の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を、株主総会において株主の皆様からご承認を受けることを条件として導入することを決議し、平成25年6月27日開催の当社第64期定時株主総会において、本プランを導入することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付等、(ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付者等の買付内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者（現時点においては社外取締役、社外監査役、社外有識者各1名）から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規程に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までです。但し、当該有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続きを行わないと、その保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)(b)に記載した当社の中長期的な企業価値向上のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(3)に記載のとおり当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,707,484	流動負債	6,357,459
現金及び預金	3,962,538	支払手形及び買掛金	2,077,634
受取手形及び売掛金	6,186,333	短期借入金	1,882,316
商品及び製品	739,258	1年以内償還予定社債	320,000
仕掛品	536,921	リース債務	24,340
原材料及び貯蔵品	928,418	未払法人税等	273,954
繰延税金資産	92,302	製品保証引当金	183,737
その他	292,856	役員賞与引当金	41,930
貸倒引当金	△31,144	その他	1,553,546
固定資産	5,717,196	固定負債	4,266,256
有形固定資産	4,632,909	社債	500,000
建物及び構築物	2,692,796	長期借入金	2,544,228
機械装置及び運搬具	474,934	リース債務	28,880
土地	1,236,683	繰延税金負債	263,436
リース資産	53,220	役員退職慰労引当金	189,504
その他	175,273	退職給付に係る負債	721,819
無形固定資産	424,648	その他	18,386
のれん	39,806	負債合計	10,623,716
その他	384,842	(純資産の部)	
投資その他の資産	659,639	株主資本	7,016,257
投資有価証券	303,617	資本金	977,142
繰延税金資産	72,764	資本剰余金	1,069,391
その他	285,414	利益剰余金	5,013,383
貸倒引当金	△2,158	自己株式	△43,659
資産合計	18,424,681	その他の包括利益累計額	636,873
		その他有価証券評価差額金	89,034
		為替換算調整勘定	547,839
		非支配株主持分	147,834
		純資産合計	7,800,965
		負債及び純資産合計	18,424,681

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		17,534,601
売上原価		12,097,003
売上総利益		5,437,598
販売費及び一般管理費		4,698,369
営業利益		739,228
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,601	
為替差益	27,758	
保険解約戻金	41,363	
その他の	21,942	109,666
営業外費用		
支払利息	83,685	
コミットメントライン手数料	11,342	
訴訟関連費用	23,802	
その他の	22,659	141,490
経常利益		707,404
特別利益		
固定資産売却益	280,980	
投資有価証券売却益	35	
受取補償金	357,997	639,012
特別損失		
固定資産除売却損	2,470	
工場移転費用	163,983	
電話加入権評価損	1,609	
投資有価証券評価損	11,376	179,439
税金等調整前当期純利益		1,166,977
法人税、住民税及び事業税	356,995	
法人税等調整額	15,323	372,318
当期純利益		794,658
非支配株主に帰属する当期純利益		6,940
親会社株主に帰属する当期純利益		787,718

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日残高	977,142	1,069,391	4,324,818	△43,204	6,328,147
連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△99,153		△99,153
親会社株主に帰属する当期純利益			787,718		787,718
自己株式の取得				△454	△454
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	—	—	688,565	△454	688,110
平成28年3月31日残高	977,142	1,069,391	5,013,383	△43,659	7,016,257

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定	その他の包括 利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	125,586	737,076	862,662	154,814	7,345,624
連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△99,153
親会社株主に帰属する当期純利益					787,718
自己株式の取得					△454
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△36,552	△189,237	△225,789	△6,980	△232,770
連結会計年度変動額合計	△36,552	△189,237	△225,789	△6,980	455,340
平成28年3月31日残高	89,034	547,839	636,873	147,834	7,800,965

(連結注記表)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

子会社はカワタU.S.A.INC.、カワタパシフィックPTE.LTD.、カワタタイランドCO.,LTD.、レイケンタイランドCO.,LTD.、カワタマーケティングSDN.BHD.、PT.カワタインドネシア、PT.カワタマーケティングインドネシア、川田機械製造（上海）有限公司、冷研（上海）貿易有限公司、川田機械香港有限公司、川田国際股份有限公司、(株)カワタテクノサービス、(株)サーモテック、エム・エルエンジニアリング(株)、(株)レイケン及び(株)カンゲンの16社であり、すべて連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日は、エム・エルエンジニアリング(株)を除き、いずれも12月31日であり、差異が3カ月を超えないため当該決算日現在の計算書類によっておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結計算書類作成上必要な調整を行っております。なお、エム・エルエンジニアリング(株)の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定することにしております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(ハ) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

② 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内子会社

定率法

但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

在外子会社

定額法

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- (ハ) 無形固定資産
定額法
但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
- ③ 引当金の計上基準
 - (イ) 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (ロ) 製品保証引当金
販売した製品のアフターサービス費用・クレーム費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績率等に基づき、当連結会計年度に負担すべき将来の発生費用見積額を計上しております。
 - (ハ) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
 - (ニ) 役員退職慰労引当金
役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末退職慰労金要支給額の100%を計上しております。
- ④ 退職給付に係る負債の計上基準
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
 - (イ) 完成工事高の計上基準
請負工事に係る収益の計上については、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項
のれんについては、発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間において定額法により償却することとしております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(ロ) ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建売掛金・買掛金
金利スワップ	借入金

ヘッジ方針

為替予約取引については、輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。金利スワップ取引については、金利変動リスクを低減するため、借入金残高の範囲内で行う方針をとっております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約取引の振当処理及び金利スワップ取引の特例処理については有効性の評価の判定を省略しております。

(ハ) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項（4）、連結会計基準第44 - 5項（4）及び事業分離等会計基準第57 - 4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	886,564千円
土 地	966,678千円
計	1,853,242千円

② 担保に係る債務

短 期 借 入 金	100,000千円
長 期 借 入 金	1,197,600千円
計	1,297,600千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,324,204千円

(3) コミットメントライン（特定融資枠契約）

運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4社と総額1,500,000千円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は1,500,000千円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,210,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当支払額

決 議	株式の種 類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通 株式	63,744	9.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取締役会	普通 株式	35,408	5.00	平成27年9月30日	平成27年12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種 類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	49,572	7.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入及び社債による方針です。デリバティブ取引は、将来の為替変動及び借入金の金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、グループ各社の基準（与信管理規程等）に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金及び社債については、事業投資資金は社債や長期借入金により調達し、運転資金は短期借入金により調達することを基本方針としております。短期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引につきましては、外貨建の営業債権、営業債務の為替の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っており、契約先は信用度の高い金融機関に限定しております。グループ各社毎の決裁基準に基づいて取引の執行を行い、当該取引状況については毎月子会社から親会社へ報告する体制としております。また、借入金の金利変動リスクを回避するため、親会社の長期借入金の一部で金利スワップ取引を行っており、契約先は信用度の高い金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、1.「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」(4)「会計方針に関する事項」⑦「その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」に記載されている(ロ)「ヘッジ会計の処理」をご覧ください。当社グループでは、各社からの報告に基づき資金計画を適時に作成・更新を行い、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,962,538	3,962,538	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,155,188	6,155,188	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	299,617	299,617	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,077,634)	(2,077,634)	—
(5) 短期借入金	(920,160)	(920,160)	—
(6) 社債	(820,000)	(825,416)	5,416
(7) 長期借入金	(3,506,384)	(3,529,814)	23,429

(注) 負債に計上されているものについては、()で示しております。受取手形及び売掛金は対応する貸倒引当金を控除しております。また、社債及び長期借入金には1年以内償還予定社債及び1年以内返済予定長期借入金をそれぞれ含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(8) デリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成28年3月31日）		
			契約額等 （千円）	契約額等の うち1年超 （千円）	時価 （千円）
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	1,070,000	735,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額4,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 1,080円68銭

1株当たり当期純利益 111円23銭

7. 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,923,226	流動負債	3,235,855
現金及び預金	1,187,990	買掛金	905,819
受取手形	1,256,553	短期借入金	1,296,200
売掛金	2,758,624	1年以内償還予定社債	320,000
製材品	86,727	リース債	18,603
材用品	373,032	未払金	116,166
仕掛品	235,838	未払費用	281,644
前払費用	19,154	未払法人税等	25,456
未収入金	5,989	未払消費税等	90,265
その他の金	287	前受り金	34,224
貸倒引当金	△972	預り金	9,828
固定資産	4,714,471	製品保証引当金	132,747
有形固定資産	2,152,041	役員賞与引当金	4,900
建物	896,513	固定負債	2,725,557
構築物	19,493	社債	500,000
機械装置	50,723	長期借入金	1,853,800
車両運搬具	0	長期未払金	17,200
工具器具備品	24,241	長期預り金	65,880
土地	1,123,193	リース債	19,272
リース資産	37,876	繰延税金負債	46,518
無形固定資産	811	退職給付引当金	222,887
ソフトウェア	811	負債合計	5,961,413
施設利用権	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,561,617	株主資本	4,598,815
投資有価証券	243,760	資本剰余金	977,142
関係会社株式	1,378,062	資本準備金	1,069,391
関係会社出資金	686,079	利益剰余金	2,595,941
従業員長期貸付金	3,236	利益準備金	128,660
関係会社長期貸付金	202,824	その他利益剰余金	2,467,281
長期前払費用	1,652	土地圧縮積立金	57,122
積立保険金	41,352	別途積立金	1,840,000
その他の金	33,391	繰越利益剰余金	570,158
貸倒引当金	△28,740	自己株	△43,659
資産合計	10,637,698	評価・換算差額等	77,469
		その他有価証券評価差額金	77,469
		純資産合計	4,676,284
		負債及び純資産合計	10,637,698

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,916,037
売上原価		7,094,070
売上総利益		1,821,966
販売費及び一般管理費		1,571,796
営業利益		250,170
営業外収益		
受取利息及び配当金	161,712	
固定資産賃貸料	69,088	
その他	14,226	245,027
営業外費用		
支払利息	50,942	
コミットメントライン手数料	11,342	
固定資産賃貸費用	38,134	
その他	50,598	151,017
経常利益		344,180
特別利益		
投資有価証券売却益	35	35
特別損失		
固定資産除却損	2,173	
投資有価証券評価損	11,376	
関係会社株式評価損	2,157	15,706
税引前当期純利益		328,508
法人税、住民税及び事業税	38,172	
法人税等調整額	△1,416	36,756
当期純利益		291,752

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					土地圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成27年4月1日残高	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	55,706	1,840,000	378,975	2,403,341	△43,204	4,406,670
当期変動額										
剰余金の配当							△99,153	△99,153		△99,153
土地圧縮積立金の積立					1,416		△1,416	—		—
当期純利益							291,752	291,752		291,752
自己株式の取得									△454	△454
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	1,416	—	191,183	192,599	△454	192,144
平成28年3月31日残高	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	57,122	1,840,000	570,158	2,595,941	△43,659	4,598,815

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日残高	113,380	113,380	4,520,051
当期変動額			
剰余金の配当			△99,153
土地圧縮積立金の積立			—
当期純利益			291,752
自己株式の取得			△454
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△35,911	△35,911	△35,911
当期変動額合計	△35,911	△35,911	156,233
平成28年3月31日残高	77,469	77,469	4,676,284

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定することにしております。)

時価のないもの : 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 : 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

材 料 : 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

③ デリバティブの評価基準及び評価方法 : 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 無形固定資産 : 定額法

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期

間(5年)に基づく定額法

④ 長期前払費用 : 均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 : 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金 : 販売した製品のアフターサービス費用・クレーム費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績率等に基づき、当期に負担すべき将来の発生費用見積額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 : 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 完成工事高の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
	為替予約	外貨建売掛金・買掛金
	金利スワップ	借入金

ヘッジ方針

為替予約取引については、輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。金利スワップ取引については、金利変動リスクを低減するため、借入金残高の範囲内で行う方針をとっております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約の振当処理及び金利スワップ取引の特例処理については有効性の評価の判定を省略しております。

③ 消費税等の処理方法：税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	867,071千円
構	築	19,493千円
土	地	966,678千円
	計	1,853,242千円

② 担保に係る債務

短	期	借	入	金	100,000千円
長	期	借	入	金	1,197,600千円
		計			1,297,600千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,825,356千円

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

固定資産のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は工具器具備品5,967千円で、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(4) 保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証798,590千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短	期	金	銭	債	権	381,271千円
短	期	金	銭	債	務	179,929千円
長	期	金	銭	債	務	65,880千円

(6) コミットメントライン（特定融資枠契約）

運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4社と総額1,500,000千円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当期末の借入未実行残高は1,500,000千円であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	1,700,187千円	
仕	入	高	2,108,659千円	
販	売	費	及び一般管理費	11,751千円
営	業	取	引以外の取引高	223,914千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普	通	株	式	128,216株
---	---	---	---	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払賞与	58,924千円
棚卸資産評価損否認	15,775千円
製品保証引当金	40,647千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	9,097千円
株式評価損否認	22,078千円
関係会社株式等評価損否認	41,709千円
会員権評価損否認	3,656千円
退職給付引当金	68,248千円
長期未払金	5,266千円
減損損失	4,039千円
繰越欠損金	225,742千円
その他	29,038千円
繰延税金資産小計	524,224千円
評価性引当額	△524,224千円
繰延税金資産合計	一 千円
その他有価証券評価差額金	△21,307千円
土地圧縮積立金	△25,210千円
繰延税金負債合計	△46,518千円
繰延税金負債純額	△46,518千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)レイケン	東京都中央区	40,000千円	プラスチック製品製造事業	(所有)直接 100.0	兼任3名	当社製品の販売・据付工事及びアフターサービス	プラスチック製品製造機器の販売	777,141	売掛金	191,996
子会社	(株)サーモテック	大阪市西成区	33,400千円	プラスチック製品製造事業	(所有)直接 65.0 間接 35.0	兼任4名 転籍2名	当社製品の製造	プラスチック製品製造機器の仕入	1,592,775	買掛金	178,353
								固定資産賃貸料	66,555	—	—
子会社	PT.カワタインドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州	1,000千米ドル	プラスチック製品製造事業	(所有)直接 60.0 間接 40.0	兼任1名 出向2名	当社製品の製造・販売・据付工事及びアフターサービス	資金の貸付	73,054	関係会社長期貸付金	202,824
子会社	川田機械製造(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	7,025千米ドル	プラスチック製品製造事業	(所有)直接 100.0	兼任3名 出向2名	当社製品の製造・販売・据付工事及びアフターサービス	金融機関からの借入金に対する債務保証	798,590	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 売買価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 固定資産賃貸料及び受取利息については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	660円33銭
1株当たり当期純利益	41円20銭

8. 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月31日

株式会社 カワタ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カワタの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月31日

株式会社 カワタ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カワタの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意志疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月10日

株式会社カワタ監査役会

常勤監査役（社外監査役） 城 豊 治 ㊟

監 査 役（社外監査役） 軸 丸 欣 哉 ㊟

監 査 役（社外監査役） 石 田 章 ㊟

以 上

株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な配当維持と業績向上に伴った株主の皆様への配当（利益還元）を充実させることを経営の重要政策のひとつとして位置付けるとともに、中長期的には安定した事業成長を図り株主価値を持続的に向上させるため、事業の進展状況等を勘案し研究開発、市場開発、戦略投資等に内部留保資金を投下していくことを基本方針としております。

第67期につきましては、平成27年9月10日に創立80周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金7円

(うち普通配当5円、創立80周年記念配当2円)

配当総額 49,572,488円

(注) 既にお支払しております中間配当を含めました当事業年度の年間配当は、1株につき12円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

(2) 同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は株式会社カワタと称し、英文では KAWATA MFG. CO., LTD.と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、株式会社カワタと称し、英文では KAWATA MFG. CO., LTD.と表示する。
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1.~4. (省 略)	(目的) 第 2 条 当社は、 <u>次</u> の事業を営むことを目的とする。 1.~4. (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を大阪市に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、 <u>本店</u> を大阪市に置く。
(公告方法) 第 4 条 当社の公告は電子公告により行う。 2. (省 略)	(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、 <u>電子</u> 公告により行う。 2. (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は20,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000,000</u> 株とする。
第 6 条 (省 略)	第 6 条 (現行どおり)
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は100株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第 8 条~第 10 条 (省 略)	第 8 条~第 10 条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第 11 条 (省 略)	第 11 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第13条～第14条 (省 略)</p> <p>(決議の方法) 第15条 (省 略) 2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>第17条 (省 略)</p> <p>第4章 取締役・監査役および取締役会・監査役会 (取締役会・監査役・監査役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。 2. 当社は監査役を置く。 3. 当社は監査役会を置く。</p> <p>(取締役および監査役の員数) 第19条 当社の取締役は9名以内、監査役は4名以内とする。 (新 設)</p>	<p>(基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第15条 (現行どおり) 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第18条 当社は、取締役会を置く。 (削 除) (削 除)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第20条 <u>取締役および監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役・役付取締役および常勤監査役)</p> <p>第22条 (省 略)</p> <p>2.~3. (省 略)</p> <p>4. <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第23条 (省 略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2.~3. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (省 略)</p> <p>2. <u>取締役会および監査役会の招集は、会日の2日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会および監査役会の決議) 第25条 <u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 <u>取締役会の招集は、会日の2日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会および監査役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役および監査役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>2. <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役および監査役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める金額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第33条 当社は、監査等委員会を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第34条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録) <u>第36条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程) <u>第37条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第5章 会計監査人 (会計監査人の設置) <u>第30条</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p><u>第31条</u>~<u>第32条</u> (省 略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第33条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) <u>第38条</u> 当社は、<u>会計監査人</u>を置く。</p> <p><u>第39条</u>~<u>第40条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第41条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第34条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める金額とする。</p> <p>第6章 計 算 (省 略)</p> <p>第35条</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第36条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第37条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第38条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7章 計 算 (現行どおり)</p> <p>第42条</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>附 則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第1条 第67期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	しら い ひで のり 白井英徳 (昭和41年3月17日生)	昭和61年4月 当社入社 平成24年4月 設計二部長 平成25年3月 執行役員就任 平成25年6月 取締役就任（現任） 代表取締役社長就任（現任） (重要な兼職の状況) カワタU.S.A.INC.代表取締役社長 川田機械製造（上海）有限公司董事長 川田國際股份有限公司董事長 川田機械香港有限公司董事長	11,000株
(候補者とした理由) 白井英徳氏は、当社入社以来、長年にわたって設計部門で培ってきた豊富な実務経験に加え、平成25年からは業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めてまいりました。当社の企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
2	もり はた ひで のり 森畑秀則 (昭和31年9月28日生)	昭和58年4月 当社入社 平成16年6月 設計部長 平成17年9月 三田工場長兼設計部長 平成18年6月 取締役就任（現任） 平成18年11月 執行役員就任（現任）	10,000株
(候補者とした理由) 森畑秀則氏は、当社入社以来、設計部門をはじめ工場全体の管理責任者としての高度で専門的な知見と豊富な実務経験に加え、平成18年から取締役を務めてまいりました。当社の設計部門を統括し、企業価値の更なる向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	ふじ さか つね ひろ 藤坂祐宏 (昭和35年2月26日生)	昭和57年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成20年5月 同行渋谷支店長 平成22年7月 当社入社 平成22年8月 執行役員就任(現任) 平成23年6月 取締役就任(現任) 平成27年1月 サービス部長(現任)	12,000株
	(候補者とした理由) 藤坂祐宏氏は、銀行において支店長を歴任し、長年の実務経験を経て、平成22年に当社に入社しました。平成23年からは取締役を務めており、その経験を営業部門及びサービス部門で活かしております。更なる業績拡大を通じて、企業価値向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
4	しば たか ゆき 柴孝幸 (昭和31年9月15日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年10月 西日本営業部長 平成17年10月 東日本営業部長 平成18年6月 執行役員就任(現任) 平成23年6月 取締役就任(現任)	13,000株
	(候補者とした理由) 柴孝幸氏は、当社入社以来、営業部門を中心として長年にわたり販売活動に従事してまいりました。また、平成23年からは取締役を務めており、その豊富な経験と当社製品の専門知識を活かしてまいりました。当社の営業部門の更なる強化拡大を通じて、企業価値向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
5	しら いし わたる 白石瓦 (昭和38年12月25日生)	昭和61年4月 三洋電機(株)入社 平成2年4月 積水化学工業(株)入社 平成15年9月 当社入社 平成21年10月 財務経理部長(現任) 平成24年6月 執行役員就任(現任) 平成25年6月 取締役就任(現任)	10,200株
	(候補者とした理由) 白石瓦氏は、上場会社で経理及び経営管理分野の経験を経て、平成15年に当社に入社しました。入社後は、財務会計分野での豊富な経験と専門知識を活かして、財務経理部門の業務に従事してまいりました。平成25年からは取締役を務めており、管理部門の更なる改善を通じて、企業価値向上を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	たか つか まさ ひろ 高塚雅博 (昭和21年10月1日生)	昭和45年4月 秋元産業(株) (現東芝機械(株)) 入社 昭和62年4月 (株)レイケン設立 代表取締役社長就任 (現任) 平成24年6月 当社取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)レイケン代表取締役社長 (株)カンゲン代表取締役社長 冷研 (上海) 貿易有限公司 董事長	350,000株
(候補者とした理由) 高塚雅博氏は、(株)レイケンを設立し、同社の経営者としての経験と幅広い見識を有しております。平成24年からは当社の取締役を務めており、経営者としての視点で監督及び助言をしてまいりました。当社の取締役会の機能強化を図るべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「3.会社役員に関する事項 (1) 当社の会社役員に関する事項」(11ページ)に記載のとおりであります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>じょう</small> <small>とよ</small> <small>はる</small> 城 豊 治 (昭和26年4月27日生) </div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 社外取締役 (独立役員) </div>	昭和50年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成14年2月 同行大阪西支社長 平成15年9月 千歳興産(株)入社 平成19年1月 同社取締役就任 平成22年6月 関西千歳サービス(株)常務取締役就任 平成24年6月 当社監査役就任(現任)	一株
(候補者とした理由) 城 豊治氏は、銀行において企業の与信審査業務に携わり、経営管理に関する幅広い知識と見識を有しております。平成24年からは当社の社外監査役を務めており、社外監査役としての客観的な立場から、当社の取締役会において中立的で公正な意見をしてまいりました。これらの理由から、当社の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">じく まる きん や 軸丸欣哉 (昭和42年4月30日生)</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p>	<p>平成10年4月 弁護士登録 淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・山上合同）入所（現任）</p> <p>平成18年6月 当社監査役就任（現任） (株)キムラタン監査役就任（現任）</p> <p>平成20年5月 (株)平和堂監査役就任</p> <p>平成28年5月 (株)平和堂取締役（監査等委員）就任（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 (株)キムラタン監査役 (株)平和堂取締役（監査等委員）</p>	一株
<p>(候補者とした理由)</p> <p>軸丸欣哉氏は、弁護士としての専門的知識・経験等を有しております。同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、平成18年からは当社の社外監査役を務めており、社外監査役としての客観的な立場から、当社取締役会においてこれらの高い専門性を活かして、中立的で公正な意見をしております。これらの理由から、当社の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年となります。</p>			
3	<p style="text-align: center;">い とう よし のぶ 伊藤芳伸 (昭和29年2月28日生)</p> <p style="text-align: center;">社外取締役 (独立役員)</p>	<p>昭和51年4月 ミノルタカメラ(株)入社</p> <p>平成15年11月 コニカミノルタフォトイメージングU.S.A.,INC.副社長就任</p> <p>平成17年2月 コニカミノルタフォトイメージングCanada, INC.社長&CEO就任</p> <p>平成18年5月 コニカミノルタビジネスソリューションズU.S.A.,INC.副社長就任</p> <p>平成21年6月 コニカミノルタホールディングス(株)監査委員会室部長</p> <p>平成24年4月 コニカミノルタオプティクス(株)常勤監査役就任</p> <p>平成25年4月 コニカミノルタ(株)経営監査室オプティクスカンパニー調査役</p> <p>平成27年6月 当社取締役就任（現任）</p>	一株
<p>(候補者とした理由)</p> <p>伊藤芳伸氏は、異業種で経営者としての豊富な経験を有しております。平成27年からは当社の社外取締役を務めており、社外取締役としての客観的な立場から、当社の取締役会をはじめとする重要会議に出席し、経営全般に対する監督・チェック機能を果たしてまいりました。これらの理由から、当社の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 新任 いしだあきら 石田章 (昭和26年7月21日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 社外取締役 (独立役員) </div> </div>	昭和49年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成9年6月 同行野方支店長 平成14年6月 市田(株)代表取締役副社長就任 平成20年1月 千歳興産(株)常勤監査役就任 平成23年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)社外監査役就任 平成26年8月 トーセイ・アセット・アドバイザーズ(株)監査役就任 平成27年6月 当社監査役就任(現任)	一株
(候補者とした理由) 石田章氏は、銀行において企業の与信審査業務に携わり、経営管理に関する幅広い知識と見識を有しております。平成27年からは当社の社外監査役を務めており、社外監査役としての客観的な立場から、当社の取締役会において中立的で公正な意見をしております。これらの理由から、当社の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。			

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者各氏と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者各氏が第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額の合計額であります。
 なお、軸丸欣哉、石田章の各氏は社外監査役として、伊藤芳伸氏は社外取締役として、当社との間で同様の契約を締結しております。
3. 監査等委員である取締役候補者各氏は、社外取締役候補者であり、また、城豊治、伊藤芳伸、石田章の各氏は当社が定める独立性の要件を満たしていることから、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 現在当社の取締役または監査役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「3.会社役員に関する事項(1)当社の会社役員に関する事項」(11ページ)に記載のとおりであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、平成25年6月27日開催の第64期定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとする。）とご決議いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額240,000千円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生ずるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額60,000千円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）となる予定であります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生ずるものとしたします。

第7号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「現プラン」といいます。）を継続することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

当社は、平成25年5月8日開催の取締役会において、現プランの継続を決議し、同6月27日開催の当社第64期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、平成28年5月13日開催の取締役会にて、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを決定したものであります（継続後の対応策を、以下「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、平成31年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

本プランの継続を決定した取締役会には、当社監査役3名全員が出席し、本プランは当社株式の大量取得行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見が表明されております。

本プランの主要な変更点は、以下のとおりであります。

- ①本定時株主総会における定款一部変更に関する議案を承認可決いただくことを条件として、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い廃止される監査役制度に関する所要の変更を行いました。なお、当該変更は、本定時株主総会において定款一部変更に関する議案を承認可決いただき、当社が監査等委員会設置会社となることを条件としてその効力が生じるものといたします。
- ②その他、本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行いました。

当社株式の大量取得行為に関する対応策

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねております。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式の買付等提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

II 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社グループの経営の基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料のロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、チャレンジCES（低コスト（C）、省エネ（E）、省スペース（S））を製品開発指針として、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応用して、電池、食品、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

(2) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激しい技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点（日本、中国、東南アジア）及び営業・サービス拠点（日本、中国、台湾、東南アジア、北米）相互の連携を強固にし、品質、コスト、納期、アフターサービスでの競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。株主の皆様への還元（配当または自己株式の取得）を充実させる一方で、高付加価値製品の開発や新規販売分野・地域の拡大、新規事業開発や戦略投資等にも積極的に経営資源を投下することにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。中長期的には、株主資本と負債のバランスを適切な水準に維持しつつ自己資本利益率（ROE）を安定して8%以上確保できる事業構造の構築と、株主の皆様への総還元性向を安定して25%以上確保することを目標としております。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、人材の育成と強化等により、経営体質の一層の強化と透明性の向上を図ることを、経営上の重点課題と位置付けております。なお、コーポレート・ガバナンスの詳細につきましては、(株)東京証券取引所に「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出するとともに、当社ホームページ（<http://www.kawata.cc/>）に、社是・経営理念、コーポレートガバナンス基本方針、社外役員独立性基準、グループ行動指針、環境理念と方針、経営方針、中期経営計画等を開示しております。

なお、当社は、本定時株主総会における定款一部変更に関する議案を承認可決いただくことを条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、経営の透明性の向上及び取締役会の監督機能の強化を図ってまいります。

以上により、企業価値を向上するとともに株主価値を持続的に増大させることを中長期的な目標としております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本プランの導入目的と必要性

当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止する取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様適切に判断していただけるように、当社取締役会が大規模な買付行為を行う者から必要な情報を入手するとともに、その大規模な買付行為を評価・検討する期間を確保し、株主の皆様への代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、本プランの導入が必要であるとの結論に至りました。

なお、平成28年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙4「当社大株主の株式保有状況」のとおりです。また、当社は現時点において当社株式の大量買付に係る提案を受けているわけではありません。

2 本プランの基本的考え方

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰで述べた基本方針に沿った具体的な対応策の導入を実施し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式の大規模な買付行為を行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに当該買付が手続きを遵守せず行われた場合、及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような買付であった場合、対抗措置を発動することで大規模な買付行為を行う者に損害が発生することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

3 独立委員会の設置

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社社外取締役または社外有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等を含む）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2のとおり3氏が就任する予定です。

4 本プランの内容について

(1) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株式の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。かかる行為を以下「大量買付等」という。）がなされる場合を適用対象とする。大量買付等を行う者または提案する者（以下「大量買付者等」という。）は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従うこととする。

- ① 当社が発行者である株式等^{注1}について、保有者^{注2}の株式等保有割合^{注3}が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等^{注4}について、公開買付^{注5}にかかる株式等の株式等所有割合^{注6}及びその特別関係者^{注7}の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(b) 「買付意向表明書」の当社への事前提出

大量買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大量買付者等が大量買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付意向表明書」という。）を当社の定める書式により日本語で提出する。具体的な「買付意向表明書」の記載事項は以下のとおりとする。

① 大量買付者等の概要

- (イ) 氏名または名称及び住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

- ② 大量買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び「買付意向表明書」提出前60日間における大量買付者等の当社の株式等の取引状況
- ③ 大量買付者等が提案する大量買付等の概要（大量買付者等が大量買付等による取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大量買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等^{注8}その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべて。）を含む。）
- ④ 本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約

(c) 大量買付者等に対する情報提供の要求

上記(b)の「買付意向表明書」の提出後、大量買付者等は、以下の手順に従い、当社に対して、大量買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」という。)を日本語で提供する。

まず、当社は、大量買付者等に対して、「買付意向表明書」を受領した日から10営業日^{注9}(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記(b)①(ホ)の国内連絡先に発送するので、大量買付者等は、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出する。

当社取締役会は、大量買付者等からの本必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとする。

また、上記の「情報リスト」に従い大量買付者等から提供された情報では、大量買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会または独立委員会が合理的に判断する場合には、大量買付者等は当社取締役会が別途請求する追加の情報を提供するものとする。

大量買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとする。

- ① 大量買付者等及びそのグループ(共同保有者^{注10}、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含む)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含む)
- ② 大量買付等の目的、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大量買付等の対価の価額・種類、大量買付等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付予定の株式等の数及び大量買付等を行った後における株式等所有割合、大量買付等の方法の適法性を含む)
- ③ 大量買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含む)
- ④ 大量買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む)
- ⑤ 大量買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥ 大量買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」という。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- ⑦ 大量買付者等が大量買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑨ 大量買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大量買付者等からの本必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとする。

なお、当社取締役会は、大量買付者等から大量買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要等のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる事項については、速やかに情報開示を行う。

また、当社取締役会及び独立委員会は、大量買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大量買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」という。）し、速やかにその旨を開示する。

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大量買付等の評価の難易度等に応じ、対価を円価現金のみとする当社全株式等を対象とする公開買付の場合は60日間を超えない期間、その他の大量買付等の場合は90日間を超えない期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という）として設定し、速やかに開示する。ただし、当社取締役会は、評価・検討等のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ、当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとするが、その期間は最長30日間とする。延長する場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大量買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示する。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量買付者等から提供された本必要情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者等の大量買付等の内容の検討を行う。当社取締役会は、これらの検討を通じ、大量買付等に関する意見を慎重にとりまとめ、大量買付者等に通知するとともに、独立委員会の承認を経て、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示する。また、必要に応じ、大量買付者等との間で大量買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもある。

(e) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大量買付者等が出現した場合において、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記に定める勧告を行った場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるものとする。

① 大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合は、当該大量買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、当該大量買付等に対する対抗措置の発動を勧告する。

② 大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会に対して、当該大量買付等に対する対抗措置の不発動を勧告する。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、以下（i）～（v）に掲げる行為等が意図されており、当該大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する買付である場合には、例外的措置として、独立委員会は対抗措置の発動を勧告することがある。

- (i) 大量買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (ii) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (iii) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

- (iv) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているかと判断される場合
- (v) 大量買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいう。）等の、株主の皆様判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

ただし、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が上記（i）～（v）に掲げる行為等が意図されており、対抗措置の発動が相当であると判断するにいたった場合には、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに対抗措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

なお、大量買付者等は、取締役会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならない。

(g) 対抗措置の発動の停止

当社取締役会が上記（f）の手続きに従い、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、以下のいずれかの状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を十分尊重した上で、対抗措置発動の停止の決議を行うものとする。

- ① 大量買付者等が大量買付等を撤回した場合、その他大量買付等が存しなくなった場合
- ② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が上記（e）②に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直に対抗措置を発動することが相当ではない場合

(2) 対抗措置の具体的内容

本プランに基づき発動する対抗措置は、別紙3に定める条件・内容の新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当とする。

また当社取締役会は、一旦本新株予約権の無償割当の実施の決議をした後も、上記(1)(g)に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決議することがある。例えば、本新株予約権の無償割当の効力発生日までは本新株予約権の無償割当の中止、本新株予約権の無償割当の効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとする。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成31年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、以降についても、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については株主総会の承認を経ることとする。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。なお、会社法、金融商品取引法、その他法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更等に伴う形式的な修正が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、当社取締役会にて修正することがある。

当社は、本プランを廃止または本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行う。

5 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。また、(株)日本取引所グループの「企業行動規範に関する規則」第11条に定める遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）を全て充足しています。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること
本プランは、当社株式等に対する大量買付等がなされた際に、当該大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。
- (3) 株主意思を重視するものであること
本プランは当社の本定時株主総会で株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記4(3)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長及び内容は、株主の皆様のご意思に基づくことになっております。
- (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性・合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。
独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。
また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主及び投資家の皆様に情報開示をすることとし、本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。
- (5) 合理的かつ客観的発動要件の設定
本プランは、上記4(1)「本プランに係る手続き」(e)にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。
- (6) 第三者専門家の意見の取得
上記4(1)「本プランに係る手続き」(e)にて記載したとおり、大量買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。
- (7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと
上記4(3)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、大量買付者等が当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。（取締役の解任要件を加重しておりません。）

6 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、大量買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、本新株予約権の無償割当を行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償で割当られます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、大量買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、一旦本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、上記4（1）「本プランに係る手続き」（g）に記載の手続き等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じ、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は不測の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当に伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当の効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

なお、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することになるため、株主の皆様におかれましては本新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大量買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

- 注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等を意味するものとする。以下別段の定めがない限り同じ。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとする。
- 注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下同じ。
- 注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとする。以下同じ。
- 注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。以下②において同じ。
- 注5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
- 注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとする。以下同じ。
- 注7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。
- 注8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいう。
- 注9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。
- 注10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

以上

独立委員会規程の概要

- 1 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 2 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、当社の社外取締役または社外の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
- 3 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役で独立委員会委員である者が取締役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
- 4 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
- 5 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。
なお、独立委員会の各委員は、決定等に当たっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (1) 本プランの対象となる大量買付等の該当性の判断
 - (2) 本プランに係る対抗措置の発動または不発動
 - (3) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (4) 本プランの廃止または変更
 - (5) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- 7 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

伊藤 芳伸（いとう よしのぶ）
（略歴）

昭和51年4月 ミノルタカメラ(株)入社
 平成15年11月 コニカミノルタフォトイメージングU. S. A., INC. 副社長
 平成17年2月 コニカミノルタフォトイメージングCanada, INC. 社長&CEO
 平成18年5月 コニカミノルタビジネスソリューションズU. S. A., INC. 副社長
 平成21年6月 コニカミノルタホールディングス(株)監査委員会室部長
 平成24年4月 コニカミノルタオプティクス(株)常勤監査役
 平成25年4月 コニカミノルタ(株)経営監査室オプティクスカンパニー調査役
 平成27年6月 (株)カワタ取締役（現在）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は、金融商品取引所（株）東京証券取引所）に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

※同氏は、本定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役に選任され、就任する予定です。

軸丸 欣哉（じくまる きんや）
（略歴）

平成10年4月 弁護士登録
 淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・山上合同） 入所（現在）
 平成18年6月 (株)カワタ非常勤監査役（現在）

※同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

※同氏は、本定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役に選任され、就任する予定です。

野村 剛司（のむら つよし）
（略歴）

平成10年4月 弁護士登録
 平成15年10月 なのはな法律事務所設立（現在）

上記三氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以上

新株予約権無償割当の要項

1 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当に関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

2 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当をします。

3 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める額とします。

6 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者^{注1}、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者^{注2}、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者^{注3}（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

8 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

9 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

注1 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注2 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注3 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上

当社大株主の株式保有状況（平成28年3月31日現在）

- 1 発行可能株式総数 20,000,000株
- 2 発行済株式総数 7,210,000株
- 3 株主数 3,920名
- 4 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合（%）
カワタ共伸会	764,300	10.60
カワタ従業員持株会	495,080	6.86
(株)三菱東京UFJ銀行	351,000	4.86
高塚 雅博	350,000	4.85
太田 敏正	277,470	3.84
王 秋玲	160,100	2.22
森川 順	150,000	2.08
川田 昌美	149,442	2.07
川田 修弘	144,774	2.00
(株)カワタ	128,216	1.77

以上

第67期定時株主総会会場ご案内図

大阪市北区梅田3丁目1番1号 ホテルグランヴィア大阪20階「鳳凰」
TEL 06-6344-1235 (代表)

お土産配布の廃止について

昨年度まで株主総会当日にお配りしておりましたお土産につきまして、本総会より配布を取りやめさせていただきますことになりました。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

